

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 24

許認可等の内容		と畜場使用料又はとさつ解体料の認可等
根拠法令及び条項		と畜場法第12条第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> と畜場の施行に関する件（昭和28年発衛第250号厚生省事務次官通達）第三
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 12日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）